

[研究ノート]

# オーストラリア・クイーンズランド州の保育の状況について

An Outline of the ECCE System in Queensland, Australia

小 野 克 志

Katsushi ONO

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 16

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 16号

2011年12月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY

NAGOYA JAPAN

DECEMBER 2011

[研究ノート]

## オーストラリア・クイーンズランド州の保育の状況について

### An Outline of the ECCE System in Queensland, Australia

小野 克志  
Katsushi Ono

1. はじめに
2. クイーンズランド州の概要
3. クイーンズランド州の保育施設の概要
4. クイーンズランド州における保育施設の利用状況
5. オーストラリアの保育者資格について
6. クイーンズランド州の典型的なセンターの例 – A園の事例–
7. おわりに

**要旨** 外国籍の子どもを施設に受け入れている日本の幼児教育・保育現場の指導者にとって、彼らの持つ異なる文化・価値観への理解を深め、異文化に積極的に関与することが必要となってきた。本稿では、筆者がオーストラリア、クイーンズランド州にあるチャイルドケアセンター8園を訪問し、現場の保育者や施設長などにインタビューした際に集めた現地の教育制度、カリキュラム、保育環境などの情報を研究レポートとしてまとめ報告している。

**キーワード**：オーストラリア、保育士資格、クイーンズランド、カリキュラム

**Abstract** Nursing teachers and kindergarten teachers in the field of early childhood education in Japan has taken a number of foreign children from many countries in their centers, so it is important for them to understand the different cultures and values in order to be actively involved in cross-cultural environment. In this research report, gathered information of system, curriculum and environment of Early childhood care and education of Queensland in Australia are introduced.

**Keywords** : *Australia, Qualifications of ECCE Queensland, curriculum*

#### 1. はじめに

近年、日本の保育園、幼稚園などの施設において、外国籍の子どもを見る機会が増えてきている。そこで保育・幼児教育の現場では、外国籍の子ども増加に対し保護者との関わりも含め、教育・福祉面での柔軟な対応が求められている。そして今後はさらに、異なる文化・価値観への理解を深め、多様な人種・民族・文化の人々が共生していくことを目指すことが大切になってくる

と考える。そこで今回は、多くの移民を受け入れ、多民族国家を形成しているオーストラリア、その中でも北東部に位置するクイーンズランドに焦点を当て紹介する。

オーストラリアは日本に先んじて「幼保一体化」を実現、また、州政府単位で異なった幼児教育・保育制度を展開するユニークなシステムを持つ。近年、連邦政府は経済、国家の発展に添う形で、幼児教育・保育を今後の重要な課題とし、重点的に政策の改革を実施している。そして、すべての子どもたち、家族に対し質の高い、良心的な幼児教育・保育環境を提供することを目標とし、積極的な経済的・教育的支援を打ち出している。実際、2009年初旬、当時のラッド政権は幼児教育、保育に特化した専門部署を作り、その10月、当時の大臣が、「幼児教育および保育の質の向上は、政権にとって優先課題であり、率先して州や地方と連携しながら改革を進めていく必要がある」と述べている (Kate Ellis, 2009)<sup>1</sup>

筆者は長年、幼稚園教諭、保育士養成校の学生を対象として、オーストラリア、クイーンズランド州において海外保育・幼稚園実習プログラムを行ってきた。延べ人数では1,100名を超える学生がこのプログラムに参加している。このプログラムは、ただ単に、幼児教育・保育を通して英語という言語を学ぶものではない。オーストラリア、日本両国の文化的理解、他国の幼児教育・保育がどのようなものであるか学生自身が体験する目的のもと行われている。現地のチャイルドケアセンター（保育施設）の保育者や子どもたち、その保護者たちとの触れ合いなどを肌で感じるため、一週間にわたりほぼ終日、日本での教育・保育実習と同じように、ひとクラスひとりの実習生という形態をとっている。そして、その実習を通じて実習生たちは、オーストラリアでの保育の在り方、保育者の指導法、保育プログラム、家庭での子育て文化、親としての考え方、食生活などを学んでいる。また、英語圏のオーストラリアとアジア圏の日本では、保育・教育行政、歴史、資格制度など様々な面において大きな違いがあるということも学んでいる。

現在、日本においても多様性に対応しうる幼児教育・保育が求められていると考えている。この稿では、異なった国の保育・教育制度を学ぶことをきっかけとして、文化的背景、その必然性を考え、様々な保育・教育制度の在り方というものを考えていくために、オーストラリアの保育施設、幼稚園を紹介する。なお、ここで紹介する情報およびデータなどは、筆者が直接オーストラリア、クイーンズランド州に出向き、現地のチャイルドケアセンター8園を訪問し、それぞれの園にて活用しているガイドライン等の資料を参照し、また、園長、現役保育者にインタビューするなどした上で収集したものである。

## 2. クイーンズランド州の概要

オーストラリアは6つの州と北部准州（ノーザンテリトリー）、首都キャンベラがあるACT（Australian Capital Territory）の8つの独立した地域から構成された連邦国家である。クイーン

ズランド州（QLD）は、オーストラリア連邦北東部の州。オーストラリア大陸の四分の一を占め、2番目に面積の大きな州である。州都はブリスベンである。人口は約4,200,000人（国内3位）。農業（サトウキビ、小麦、果物、肉牛など）、鉱業（銅、鉛、石油、天然ガス、ボーキサイトなど）、そして観光業などが州の経済を支えている。

### 3. クイーンズランド州の保育施設の概要

前述のとおり、認可の保育システム・幼児教育はそれぞれ州ごとに異なった制度で運営されている。日本の学校制度は概ね全国同一だが、オーストラリアでは基本的に各州の教育省の直轄となっている。州により就学年齢やカリキュラムまですべて異なっている。クイーンズランド州では1年は暦どおり1月（下旬）に始まり、12月中旬に終わる。4学期制で各学期は10週間程度になり、6月末から7月上旬に冬休み、9月末から10月上旬に春休み、そして12月中旬より翌1月末までは夏休みがある。この州では、原則的に前年の大晦日までに5歳の誕生日を迎えた子どもが、1月末に小学一年生となる。月曜日から金曜日まで開園しており、保育時間は午前6時30分から午後6時30分の12時間保育を基本としている。園バスでの送迎サービスを利用する保護者は少なく、登園・降園時間は保護者の都合に合わせて様々である。「朝早くから活動する」という国民の生活習慣などから、早朝からの受け入れを実施しているが、職場にて残業をする保護者が少ないことから延長保育は行われていない。

日本の保育園（所）では、「保育に欠ける」ことが施設入所の前提条件であるが、オーストラリアでは、そのような条件は存在しない。保護者のいずれかが在宅し、育児（保育）が可能な場合でも保育施設に子どもを預けることができる。産後6週間から就学前（5歳児）までの子どもたちの受け入れが可能であり、定員は原則75名と定められている。州政府（Queensland Government）の管轄部局であるDepartment of Education and Training内のOffice for Early Childhood Education and Careにより、1年に5回の監査を受ける。そのうち2回は監査員訪問の事前通告があるが、残りの3回は事前連絡なしに、抜き打ちという形で行われる。施設運営責任者は、園児定員数のほか、職員の保育士資格、遊具や園庭の設備、保育環境規定などの監査を受けている。

原則的には年齢区分によりクラス編成が行われており、日本のようにクラス全員が一斉に進級するのではなく、誕生日を境に該当する年齢次クラスに移るというシステムになっている。進級に関しては、発達段階に応じ、園側責任者と保護者が協議し、誕生日を目安に判断している。保育者の配置基準は、下記の表のように定められている。0歳児に関しては、日本のシステムの方が1対3と手厚いと言えるが、それ以外の年齢に関しては、日本に比べると多くの人員を配置している。

表1 保育者の配置基準

| 子どもの年齢 | 保育者：子ども | 定員 |
|--------|---------|----|
| 0歳、1歳  | 1：4     | 8  |
| 2歳     | 1：6     | 10 |
| 3歳～5歳  | 1：12    | 24 |

日本の幼稚園にあたるプレスクールは、就学前クラス（小学校準備クラス）として位置付けられており、主に5歳児を対象としている。プレスクールクラスは、子どもが義務教育を受ける前の12ヵ月間に就学前教育プログラムを受講できるよう各保育施設に、または小学校の附属施設として設置されている。小学校附属施設のプレスクールクラスは、通常フルタイムでは行われておらず（週3日程度）、就学時間も午前9時から午後3時であるため、就業中の保護者にとって子どもをその就学前教育プログラムに通わせることは極めて困難である。女性の労働参加やそれに伴う保育の必要性の高まりにより、現状では教育時間を定めている小学校附属施設のプレスクールよりも標準的な労働時間に応じた受け入れをしている保育園内のプレスクールを利用するケースが増えている。

#### 4. クイーンズランド州における保育施設の利用状況

クイーンズランド州では、公立の保育施設の数が少ない。現地の保護者の多くが原則保育料無料である公立園を利用しない理由は、3つあると考えられる。一つ目の理由は、公立園の保育時間が関係している。公立の保育施設の保育時間は、午前7時30分から午前11時30分、午後12時45分から午後4時45分となっており、午前の保育終了時刻に保護者は一旦、子どもを施設まで迎えに来なければならない。それ故、保護者が長時間の保育を希望する場合、現在の公立保育施設は、保護者のニーズには合っておらず、利用者数もそれに伴って減少しているということが考えられる。その点、私立の保育施設では保育時間を前述のとおり12時間体制にしており、“Floater”と呼ばれる短時間勤務の有資格者が正規職員の昼休憩を補助的な役割でサポートしている。そして各クラス、常時2名以上の保育者が配置される長時間保育の体制を維持するよう努力している。ちなみに、この“Floater”の時給は1700円程度が平均的である。

二つ目の理由としては、オーストラリアの出生率の上昇と、連邦政府から支給される手厚い保育料補助金に関係している。2004年にコストロ財務相が少子化対策の助成金“Baby Bonus”で、出産した市民に3,000オーストラリアドル（258,000円程度）を支給する制度を導入した時に、“Have one for mum, one for dad, and one for the country”「ママのために1人、パパのために1人、そしてもう1人を国のために」と述べ、その後、出生率は急上昇している。2009年の調査では女性ひとり当たりの出生率は1.97となっており、雇用の安定、出生ボーナスや家族税制特典などの

政策が功を奏したといわれている。保育料は週単位で支払われるが、1日換算で約60オーストラリアドル（約5200円）である。比較的高額な保育料の設定ではあるが、子どものいる家庭を経済的に支援するため、保育サービス費用を援助する保育手当（Child Care Benefit）のほか、子どもを有する家族に対する家族税手当（Family Tax Benefit）等の給付制度がある。そして、保護者は自分たちのライフスタイルに合わせ、フルタイム（月曜日から金曜日までの週5日間）とカジュアル（週2日より曜日によって選べる）2タイプの契約を選択することができる。

三つ目には、この私立保育施設が学童保育も兼ねている点にある。保育時間が長いことを利用して、早朝から、もしくは夜遅くまで働いている保護者を持つ小学生が、Before SchoolやAfter Schoolという学童保育のような形で保育施設を日常的に利用し、異年齢の子どもたちと関わっている。保育施設に預けている子どもの兄弟を小学生に持つ親としては、一度に小学生と就学全の子どもを預かってもらえる施設があるというのは利用しやすい条件となる。以上の3つの理由から、無料にて利用することができる公立の保育施設よりも、多少金銭的な負担があったとしても利便性の良い私立の保育施設を利用する保護者が増えてきている。

## 5. オーストラリアの保育者資格について

オーストラリアの保育者の資格には大別して3種類ある。

表2 保育者の資格

| 資格の名称                                   | 役割             | 最低取得年限            |
|---|----------------|-------------------|
| Certificate III in Children's Services  | 保育アシスタント       | 1年                |
| Diploma in Children's Services          | グループリーダー【担任】資格 | 2年                |
| Advanced Diploma of Children's Services | ディレクター【園長】資格   | 1年（Diploma保持者に限る） |

それぞれのクラスに通常グループリーダー（担任）1名とアシスタント1名が配置される。園によっては資格（役職）によって職員のユニホーム（ポロシャツ）の色を変えているところもある。そして、全ての園において全保育スタッフの顔写真と取得資格が掲示されている。保育従事者には応急処置（First Aid Training Course）コースの受講が義務付けられ、資格証を各クラス入口付近に掲示している。

オーストラリアでは資格取得のステップとして、まずCertificate IIIを取得し、実際に保育士として働き始め、そして各自の必要に応じて、上級のDiplomaコースに働きながら学ぶというパターンが一般的である。また、就学支援システムおよび保育士不足解消の一環として、就学中の実習生をアルバイトとして勤務させることもできる。その場合、実習生の給与は時間給約20オーストラリアドル（約1600円）となっている。クラスに1名配置されているアシスタント・ティーチ

ヤーはこのような実習生であることも多い。

## 6. クイーンズランド州の典型的なセンターの例 – A園の事例–

前述のとおり各クラスには通常、グループリーダー（担任）1名とアシスタント1名が配置される。

表3 年齢区分

| クラス名             | 子どもの年齢      | 教員配置数 |
|------------------|-------------|-------|
| A (Baby)         | 6週間～15ヵ月    | 2名    |
| B (Toddler)      | 1歳6ヵ月～2歳5ヵ月 | 2名    |
| C (Junior Kindy) | 2歳6ヵ月～3歳5ヵ月 | 2名    |
| D (Senior Kindy) | 3歳6ヵ月～4歳5ヵ月 | 2名    |
| E (Pre-School)   | 4歳6ヵ月～5歳    | 2名    |

A園では、その他園長1名、センター・フローター（Center Floater）と呼ばれる主任補助教員1名、そしてリリーフ・スタッフ（Relief Staff）と呼ばれる交代勤務要員4名が勤務している。

### 【A園のある一日の保育の流れ】

- 6：30 am 開園開始、合同保育（自由あそび）
- 8：00 am 外遊び
- 9：00 am 主活動
- 10：30 am モーニング・ティー
- 11：00 am 主活動
- 12：00 am 昼食
- 1：00 pm 午睡
- 2：30 pm 外遊び
- 3：30 pm アフタヌーン・ティー
- 4：30 pm 合同保育（自由あそび）
- 6：30 pm 閉園

登園の際に園バスを利用する子どもはほとんどおらず、保護者の都合に合わせ、午前10時頃までにそれぞれ自家用車にて登園するのが一般的である。子どもの年齢に関わらず全員が午睡（Nap time）をとることが原則となっている。その午睡中に保護者が降園のため迎えに来る様子もしばしば見られる。以前は、保護者が園への子どもの送迎の際にクラスの中まで入ることができ、場合によっては一日中、園もしくはクラスの中で自分の子どもと過ごすことができるという環境にあった。そして保護者の友人、外部業者の人間などもノーチェックで施設内に入り、子ど

もたちと接することが可能であった。しかしながら、2000年クイーンズランド州政府によって施行された、子どもと若者、そして保護者に関わる法律（Commission for Children and Young People and Child Guardian Act 2000）によって、ブルーカード（犯罪経歴証明書）を保持していなければ、保護者を除く外部の者が園内に自由に出入りすることはできなくなった。ブルーカードとは、オーストラリア・クイーンズランド（QLD）州にて18歳未満の子どもたちの（ボランティア活動を含めた）仕事に携わる者が取得・所持をしなければならない登録証のことである<sup>ii</sup>。A園においても、子どもの保育施設での入口の段階で厳しいチェックを行い、過去、現在そして将来における子どもの安全を考慮し、危険の排除を行い続けていく姿勢がみとれる

また、園庭などでも、子どもたちが怪我なく外遊びをするために効果的な工夫がされている。オーストラリアの園庭の地面は、芝生や人工芝、砂などが一般的であるが、遊具の周辺1.5メートルには必ずラバー（ゴム製）が敷かれてある。これは、園庭や校庭に限らず公園などの遊具も同様である。砂の園庭は子どもが転倒した場合の事故を回避するために、地面の構造が下から土、芝、ゴム、砂という4層構造になっている。また日本の園庭の違いとしては各クラス（年齢）の外遊びの活動スペースが柵などで区切られている点である。また、3歳半までのクラスでは50cmより高さのある遊具を設置してはならないということも定められている。そして、安全性だけでなく責任問題も考慮し、子どもが怪我をするなど事故が起こった場合、担任による「事故報告書」の提出も義務付けられている。

各クラスには先住民アボリジニに限らず、各国の文化、言葉、生活様式などを紹介するコーナーが必ず設けられている。挨拶や年中行事に始まり、伝統的な楽器、童謡、遊びやスポーツ、住環境の違い、乳幼児のおんぶや抱っこの仕方などの育児文化までもが、写真や実物を使って紹介されている。公的に配布される資料だけにとどまらず、様々な国から集まっている保護者同士が協力して自分の出身国や地域を理解してもらおうと表現していることが伝わってくる。

## 7. おわりに

若い教育者および保育者を目指している学生にとって、様々な国の教育の在り方や考え方、システムを積極的に学んでいくことは、将来あるこれからの日本の子どもたちを育成していく立場として必要なことではないかと考えている。若い頃に外国を知り、海外の人たちの温かさや、時には厳しさに直接触れることが非常に重要であり、人間としての成熟に目を向けても、他国の人々と様々な形で触れ合うことはとても大切であり、その中からさらに一歩進んで、日本の教育（幼児教育・保育）の良さを世界に伝えていくことができれば、とても意義なことである。多民族国家、どのような個性も享受する多文化国家ならではのオーストラリアの幼児教育・保育は、どちらかというと個性よりも協調性が重要視されてきた日本の教育方針とは異なる。その自由で

のびのびとした個性尊重の教育は日本人にとって新鮮であり、今後、日本社会にて、否でも応でも受け入れていかなければならない国際化の波を乗り切っていく術を学ぶ良い機会を与えると考えている。

## 参考文献

Department of Education and training, Office for Early Childhood Education. *CHILD CARE ACT 2002*. Queensland Government.

Department of Education and training, Office for Early Childhood Education. *Child Care Regulation 2003*. Queensland Government.

---

<sup>1</sup> Policy Brief No 8 2007: Early years care and education, [www.rch.org.au/ccch/policybriefs.cfm](http://www.rch.org.au/ccch/policybriefs.cfm)

<sup>2</sup> ブルーカード制度については、以下のホームページを参照のこと (<http://www.bluecard.qld.gov.au>)

(研究紀要編集部は、編集発行規程第5条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本誌に掲載可とする判定を受理する。2011年10月11日付)